

京都府立大学学術報告(公共政策)第6号 (2014年12月)

特定秘密保護法案の言説が表すもの

朝 田 佳 尚

1. はじめに

2013年12月13日「特定秘密の保護に関する法律」が公布された。周知の通り、この法律は「特定秘密保護法」などの通称で呼ばれ、その内容や妥当性をめぐって広範な論争を巻き起こした^{*1}。本論は、こうした論争の際に登場した言説のうち新聞に掲載された記事に着目し、その典型的なものを取り上げて探索的に整理する。そして、それらがいかなる意味を形成しているのか、またそれが現代の社会学理論にとってどのような意義をもつのかを検討しようと試みる。

分析を始める前に、この法律が成立するまでの経緯を新聞報道に即して簡単に確認しておこう。まず、この法律が社会的な関心の的になり始めた時期は8月末である。毎日新聞は8月27日の記事で、政府が秋の臨時国会で特定秘密保護法案の提出を目指していることを明らかにするとともに、社説でこの法案に対する懸念を寄せている。朝日新聞は同29日、産経新聞と読売新聞は9月4日、日経新聞は7日に法案に関する記事を掲載している^{*2}。

これ以降、この法案に関する報道は徐々に増加していく。10月25日における法案の閣議決定と国会提出の後、とりわけ11月7日に国会における審議が始まると、その報道の量は急速に増加することになる。そして、11月26日に自民党、公明党、みんなの党、日本維新の会からなる4党修正案が、自民、公明、みんなの党の賛成により衆議院を通過し、言説の拡大はひとつのピークを迎える。さらに、12月6日には自民・公明の賛成多数で参議院を通過し、法案は可決することになった。同法の附則によれば、施行は1年以内であり、2014年末にもこの法律は社会的

*1 本論では、通称名である「特定秘密保護法」を用いる。あるいは、単に「法律」と記述する場合もある。ただし、本論の内容は、法律の成立前における言説が分析の中心を占めることから、主に「特定秘密保護法案」、あるいは単に「法案」と記述する。

*2 読売新聞には、2013年4月16日にすでに特定秘密保護法案に関する記事が認められる。衆議院予算委員会における外交・安全保障の集中審議で、安倍首相が早期の国会提出を目指す意向であるという発言があり、これを記事にしている。このことから、同法案の形成の過程と言説の拡大は必ずしも一致しないことが理解できる。そのため、本論のように言説の分析に限定することにも一定の意味はあると考えられる。

な影響を実際に及ぼすことになる。

次に、この法律が何を狙っているのかも確認しておこう。同法の総則第一条に記載されている目的は下記の通りである。少々長い引用になるが、あまり条文自体が顧みられないことがないため、ここで検討しておこう。

「この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする」（首相官邸 2013）。

批判的に見れば、実際には検討を要する重要な論点はいくつもあるのかもしれないが、条文を額面通り捉えるならば、その意図は明確であるとも言える。

国際関係の変化の中で、安全保障に関する情報の重要性はこれまでになく高まっている。そのため、安全保障にとって特に重要な情報については取り扱いに注意しながら活用する必要がある。だが、情報化社会の中では情報の漏えいと拡散が日常的なものになっていることから、それを防ぐ手立ても整えなければならない。その手段が、重要な情報を特定秘密に指定するというものであり、そのあり方を規定するのがこの法律である。上記の条文の主旨はこのように捉えられる。

こうした法律の主旨は、一見すると大きな問題がないようにも思える。実際に、この法案をめぐる国会審議の期間はそれほど長かったとは言えない。衆議院における審議入りは11月7日であり、参議院も含めた審議が終了したのは12月6日である。

詳細は以下で展開するが、このことは、法案を批判する言説も、法案を擁護する言説の前提がある程度認めざるをえず、そのことが国会審議の「打ち切り」や「強硬採決」を許すことにつながったと考えることができる。法案には一種の「反対しづらさ」が存在していたのである。

しかし、こうした期間の長短という観点ではなく、その成立過程における論争の存在に目を向ければ、周知の通り、この法律には大きな問題があるとも言える。なぜなら、この法律は、何が秘密に指定されるのかがわからないために、成立後の運用にあまりに大きな恣意性が入り込んでしまうリスクがあると見なすことができるからだ。こうした批判は多方面から寄せられた。とくに国会審議の最中には、連日のように国内外の報道機関や専門家による反対意見の表明が続いており、その論点も多岐にわたった。知る権利や取材・報道の自由という代表的な論点から、1980年代の「スパイ防止法」の審議の際には、当時若手議員であった谷垣法務大臣が法案反対の論文を執筆していたといったものまで、実に様々である。また、反対集会やデモも頻発している。数

百人規模のデモは散見されるし、12月7日の朝日新聞によれば、日比谷公会堂で開催されたデモの参加人数は1万5000人にのぼった。

それでは、このように文脈によって大きく意味づけが変わる特定秘密保護法案には、どのような批判・擁護の言説が付与されたのだろうか。また、その言説間の競合の内実とはいかなるものであり、現代の社会学理論にどのような意義を提供するのだろうか。

本論では、以上の論点を検討するために、法案に対する賛否の代表的な見解を確認するとともに、これらの意味の布置を把握し、意見対立がどのような論理のずれにより発生したのかを整理する。そして、最後にそれらの言説の対立が表す意義を現代の社会学理論の観点から検討する。

2. 分析の枠組み

特定秘密保護法案に関する言説を詳細に観察すれば、その形式には非常に多様な類型が含まれていることがわかる。そうした多様性を分類し、理解しやすいものに整理するために、本論では「トラブルのエスノグラフィー」における言説の分類の枠組みを援用してみたい。もちろん、本論は社会問題の社会学の正統な手続きを踏んだ分析を目指すものではない。そのため、言説の連鎖の詳細な過程の記述や、社会問題の自然史モデルの再検証などを展開することはない。本論では、あくまでトラブルのエスノグラフィーが提示する言説の分類を援用し、法案に寄せられた言説の競合の様子を記述することに専念する、ということをご断っておきたい。

あらためて確認すれば、トラブルのエスノグラフィーとは、社会問題の社会学における分析手法のひとつである。古典的な機能主義やラベリング論のような社会学理論は、社会を「構造」と「機能」あるいは「現実」と「意味」という2つの位相に分割し、それらの間の相互循環を論じるというスタイルを採用するが、社会問題の社会学はそうしたスタイルをとらない。むしろ、語りえない「現実」はそもそも存在しないものとみなすか、「現実」とは「言説」そのものであると主張する。それにより、「社会的背景」や「社会変動」などのデータとして証明が困難な論点を分析に持ち込まずにすみ、またそうした論点に暗黙裡に挿入されがちな単純な価値へのコミットメントを避けられるという利点がある。そのため、とくに言語論的転回以降の逸脱の社会学においては、主流の分析手法のひとつとして、その立場を固めてきた。イバラとキツセは、こうした社会問題の社会学が蓄積してきた現象の問題化に関する言説の形式を5種類に分類している (Ibarra and Kitsuse 2007 [1993]: 37-42)。このイバラとキツセの分類と、その再整理を行った中河の論考 (1994: 125-134) を参照しながら、これらを確認してみよう。

2-1. 5種類の問題化言説

ひとつ目のレトリックは、「喪失 (loss) のレトリック」である。これは、無垢、美、純粹、伝統、清純などのある「望ましき」をもつとされる対象が、今まさに破壊される危機に瀕していること

を指摘するという形式をとる。例えば、これまで手つかずで残されていた干潟に開発の手が加えられ、純粋な自然がこれまでとは全く異なるものに変化してしまうことを危険視する、というレトリックである。ある社会問題(強引な開発)は、こうした穢れのないもの(純粋な自然)を失うことにつながると推論できるために、私たちにとっての問題だと定義されることになる。

2つ目は、「権利(entitlement)のレトリック」である。このレトリックは、本来だれにでも保障されているはずの制度的アクセスが阻害されていることを問題とする。例えば、生活保護の受給が「水際作戦」によって阻害されていることを問題として指摘するといったレトリックがこれにあたる。制度的アクセスとは、もちろん行政が実施する施策や制度へのアクセスという狭い意味ではなく、インターネットのフィルタリングによって取得できる情報が制限されることも、「制度へのアクセス(institutional access)」を阻害するものとして問題視される、と考えてよいだろう。また権利のレトリックには、これと同時に、自己表現の自由が妨げられないことを重視する枠組みも該当する。そのため、同性婚を認めない法律の規定も、個別のライフスタイルを考慮しない政府の斉一的な介入として問題化される。このような「差別」や「非寛容」という批判を引き起こす論理も権利のレトリックに含まれる。

3つ目は、「危機(endangerment)のレトリック」である。このレトリックが指摘する危機とは、健康や身体などの安全に対する危機であり、しかもそれが医学的・科学的な観点から「客観的」に提示されるというものである。腹囲が一定の数値を超えると、生活習慣病になるリスクが何倍にも高まり、健康の安全が阻害されることが予想されるために、その状態をメタボリック・シンドロームと呼んで社会的に問題視するという例が挙げられるだろう。もちろん、この状態の記述が実際に科学的に検証可能であるどうかはそれほど重要ではなく、このレトリックの使用にあたって「客観的」とされる「数値」が理由づけとして作動していればよい。

4つ目は、「不合理(unreason)のレトリック」である。このレトリックでは、十分な情報が与えられていない人物、あるいは一定の理由で判断力が不十分な人物が、搾取の犠牲者となっていることを指摘するという形式が採用される。何も知らない消費者が企業の巧妙な食品偽装によって搾取されている、あるいは知的障害者が性産業の犠牲者になっているなどのレトリックにより、問題の状態が記述される例が挙げられるだろう。対象の無垢などを信じる点では喪失のレトリックとも似ているが、それが失われないように努力すべきという論理なのか、犠牲者となっていることに対応する必要があるという論理なのかで両者を分けることができる。

5つ目は、「災厄(calamity)のレトリック」である。このレトリックは、従来の想像を上回るほどの大きな災害が起きるという推論によって構成される。地球温暖化によって大規模な災害が発生するという推論がその典型例である。こうした推論は、気温の上昇による熱中症の増加や作物の不作、土砂災害の頻発などのいくつかの問題を束ねる「真の原因」として位置づけられ、問題の状態の記述がなされる。

2-2. 9種類の対抗言説

こうした問題化の言説はそのまま社会に受容され、何らかの対策が行われる場合も一方であるが、他方で、問題化の言説に対抗する言説が現れ、当該の現象が問題であるか否かをめぐる論争が発生することもある。そこで、イバラとキツセは、こうした「対抗レトリック」についても整理を行っている。それは以下のような9種類に分類されている (Ibarra and Kitsuse 2007 [1993]: 42-47; 中河 1994: 135-139)。

1つ目は、「自然化 (naturalizing) のレトリック」である。このレトリックの形式は、問題視される現象は、確かに問題な部分もあるが、対策のしようがなく、今回は止められたとしても最終的には別の形で起きてしまうものだから、対策を実施しようとしても意味がないという形式をとる。自転車事故対策に力をいれるべきという言説に対して、自転車事故を取り締まってもそれに人員や資源が割かれれば、自動車事故が増加してしまったり、別の移動手段を使う人が増えて関連する事故が起きたりするだけで、結局意味がないといったように、ある現象を問題視しても結局は解決できないという反論である。

2つ目は、「対策にかかるコスト (the costs involved) のレトリック」である。「自然化」とは異なり、このレトリックは、問題とされる現象に対策がないわけではないが、そのためにむしろ膨大なコストがかかるため、対策を行わない選択の方が妥当だという反論の形式をとる。

3つ目は、「無能力の表明 (declaring impotence) のレトリック」である。このレトリックも、「対策にかかるコスト」と同様に、問題とされる現象に対策がありうるかもしれないと、問題化の言説に一定の共感を示す。しかし、それを踏まえても、実際に対策を実施しようとするれば、それに携わる者や部署の能力を超えてしまうために、結局のところ解決はできないという反論をするレトリックである。

4つ目は、「パースペクティブ化 (perspectivizing) のレトリック」である。このレトリックは、問題化の言説にも一定の意義があると認めつつも、それが唯一の言説ではなく、他の言説もあるという形で問題化の言説を中和しようとするものである。

5つ目は、「戦術批判 (tactical criticism) のレトリック」である。このレトリックは、問題化の言説に共感を示しながらも、その対策の仕方には問題があると指摘するものである。女性の社会進出には大いに賛成するが、補助金の拠出という対策は安易であるために賛成できず、雇用の流動化で対応すべきであるといった批判の形式がこれに該当する。

以上の5つの反論は、問題化の言説にはある程度賛意を示しながらの反論であることから、「共感的」な対抗レトリックに分類される。

次に、6つ目は、「枠組みの無効化 (antipatterning) のレトリック」である。「自然化」から「戦術への批判」までのレトリックが、「確かにそうした問題はありうる」といったように、問題化の言説自体には一定の共感を示しているのに対して、このレトリックは、そもそも問題化すること自体に無理があるという直接的な反論の形式をとる。例えば、手つかずの自然だと指摘された干潟は、実のところ、様々な人の手が入って歴史的に形成されたものだという「梯子外し」のレ

トリックがこれに該当する。問題化の言説の立論自体を無効化しようとすることから、「非共感的」な対抗言説と分類される。以下の3つのレトリックも「非共感的」な対抗言説に数えられる。

7つ目は、「逸話の提示 (telling anecdote) のレトリック」である。このレトリックは、問題化の言説が示す状態に合致しない個別の事例をもちだすことで、問題化の言説が現実を把握しきれていないと反論するものである。貧困問題の深刻化により、自ら声をあげられない人びとが増加しているという言説を、生活保護の不正受給者の事例から疑問視するような反論がその典型例だろう。

8つ目は、「不誠実 (insincerity) のレトリック」である。このレトリックが示すのは、実は問題化を進める側には、隠された意図があるといったように、問題化の枠組みではなく、その担い手に対する信頼感を低下させ、それにより問題化自体を無力化しようとする反論である。

9つ目は、「ヒステリー (hysteria) のレトリック」である。このレトリックは、ある状態を問題化する言説は単に感情的なものであるから、それに惑わされず冷静になるべきだとして、問題化の言説を無力化しようとする。

以上のように、イバラとキツセの分類では、問題化言説と対抗言説は区別してまとめられているが、本論の分析においてはこの区別をとくに設けない。特定秘密保護法案をめぐる論争では、問題化言説と対抗言説の区別がやや曖昧になるからだ。法案は政府によって提示されたものだが、それを批判言説が問題化して社会的な論争になり、さらにそこに擁護言説が加わるという三層構造になっているために、批判と擁護のどちらが問題化・対抗言説であるかを区別しきれないからだ。政府が法案の提出に際して提示した言説を、現在の安全保障の状態に対する問題化とみなすこともできるが、同時に法案の批判が社会的な論争の発端だった（法案の問題化という過程がなければ、この法案は社会問題にならず、あっさりと法律として施行されていたかもしれない）と考えることもできる。そのため、本論の分析においては、法案の批判・擁護のどちらが問題化側でどちらが反論側だと判断することがやや困難であり、どちらの言説も問題化・対抗のレトリックを使用しうると考えた。

それでは、こうした言説の類型をふまえると、特定秘密保護法案にはどのような論理の形式が使用され、それらがどのような布置をとるとみなすことができるのだろうか。次章では、具体的な言説のあり方を検討しながら、この点を明らかにしてみたい。

3. 特定秘密保護法案に寄せられた言説

本論では、非常に大量かつ多様な種類のある新聞記事をすべて検討することはできないため、新聞記事のうち朝日新聞と産経新聞に掲載された記事に着目する。二紙は、特定秘密保護法案に対する立場が明確に分かれており、言説間の競合を観察するのに最も典型的な事例になると考えられるからだ。

本論の目的からすれば、こうした言説の差異を典型例から探索的に検討することで、分析の妥当性はある程度満たされるとも考えられる。だが、さらに二紙を取り上げる言説外的な理由を付け加えるならば、相当数の発行部数をもつこと、全国紙であること、そのために言説の及ぼす影響が大きいこと、読者層も分かれている可能性が高いこと、また記事の情報源にも違いが認められ、意見の多様性を検討しやすいと考えられること、なども挙げておこう。

データの取得に関しては、オンラインの記事検索を利用した。朝日新聞は「聞蔵Ⅱビジュアル」、産経新聞は「The Sankei Archives」で検索を行った。検索語は「特定秘密保護法」であり、朝夕刊が該当し、地方紙を含む。検索対象は記事、見出しの両方である。どちらも、検索の期間は始期を指定せず、終期を2014年1月31日とした。

朝日新聞は1839件もの記事が該当したため、その中から法案の審議の過程に関するもの、関係者の意見表明に関わるもの、新聞による意見表明がされているものに着目し、848件を分析の対象とした。これらの記事についてはすべて目を通し、法案に対する賛否のレトリックの内容を確認した。産経新聞は536件の記事が該当し、関係者の意見表明に関わるものと新聞による意見表明がされているものに着目し、74件を分析の対象として取り出した。取り出した74件についてはすべて確認し、その内容を確認した。

3-1. 批判言説

まずは、特定秘密保護法案を問題だとみなす「批判言説」を確認していこう。批判言説は比較的、朝日新聞の記事において数多く展開されたため、本節は朝日新聞の記事で構成されるが、「共感的」な対抗レトリックにもとづいて法案を問題視する言説は産経新聞でも十分確認できた。

まず、批判言説の中で特徴的なのは、法案が情報の漏洩に対する罰則を強化するために、政府による情報の隠蔽も発生しやすくなり、結果的に市民の情報取得の機会や正確な情報にもとづいた政治選択ができなくなるという問題化の形式である。2章で確認したレトリックの分類の中では次の2つに関連すると考えられる。

「権利のレトリック」は、当然のことながら、こうした言説のあり方に対応するものである。「同法の成立で『国民の知る権利や取材、報道の自由は侵害され、民主主義社会の基盤が失われるのは確実』と批判した声明に関する記事は、こうしたレトリックの典型例である（朝日9月5日）。同様に、憲法とメディア法の専門家による「『基本的人権の保障^{*3}、国民主権、平和主義という憲法の基本原理を踏みにじる危険性が高い』として、制定に反対する声明」もこうした権利へのアクセスの障害に関わるレトリックである（朝日10月29日）。

^{*3} ここで言う基本的人権の保障とは、特定秘密に該当する業務を実行する人びとの身辺を調査するという特定秘密保護法の規定が関係する。業務を企業に外注する際は、勤務する民間人も調査の対象となるため、その調査が過度に進み、私生活や身分までも明らかにする可能性が批判言説によって問題化される。また、受注する企業内では、これを受けない社員は昇進が難しくなる可能性が大きくなり、調査を受けて業務に携わることが不可となれば、業務とは直接関係のない身分によって職業差別が起きる可能性もあるといった問題化を行う言説もある。こうした言説が批判言説には散見される。

とくに権利の侵害に強い影響を及ぼすと指摘されたのが、法案では何が秘密に指定されるかが公表されないどころか、国会や裁判所にすら報告されない可能性があるという点である。法律の施行後には、第三者機関による特定秘密の審査や、特定秘密保護法に関連する裁判があれば裁判官にインカメラ審理の権限を与えるなどの方法も議会審議の中で示されたが^{*4}、批判言説は、審査する委員の任命権が政府にあり、また法案には裁判所に報告する義務はないという規定があるために、結局何が秘密になるのかは不明のままであると指摘する。そして、何が秘密かわからない状態では、情報源である公務員はあらゆる情報を口外しなくなり、取材・公表する側も自己規制せざるをえない場面が出てくる。そのため、知る権利や取材・報道の自由を委縮させる効果があると問題視した。

もちろん、これらの言説が示すのは、すべての市民が必要な情報を得て、政治選択を行うことが民主主義の基盤のはずであり、そのために誰にでも保障されているはずの知る権利やその前提となる取材・報道の自由という基本的な権利が損なわれてはならないという論理である。そして、こうした基本的な権利が損なわれたときには、現行憲法の平和主義も変更を余儀なくされる恐れがあると批判言説は推論を進める。

これを「喪失のレトリック」に関連するものとして考えることもできる。これまでの戦後社会では神聖不可侵だと考えられてきた平和や自由という理念が失われるというレトリックである。とりわけ、日本社会の歴史的な経緯を踏まえた言説には、苦勞して獲得した理念を失ってはならないという論理の形式が広く認められる。例えば、戦前の労働運動で職場の自由を獲得しようとした女性が治安維持法で検挙された事例を悲劇として紹介しつつ、そうした不断の努力が戦後憲法の自由につながっていることを指摘する言説は、「先人が築き上げてきたものが壊されようとしている」ために特定秘密保護法案には重大な問題があるというレトリックを用いる(朝日・北海道版11月12日)。

以上の2つのレトリックは、市民の自由なくしては民主主義社会の存立そのものが危うくなってしまうため、その喪失を見過ごすわけにはいかないという共通の形式で問題化を行っていることから、今回の問題に関しては、これらをまとめて「市民社会のレトリック」と呼んでみたい。

もうひとつ特徴的なのは、法案がもたらす波及効果を問題化する言説である。「市民社会のレトリック」が権利の擁護や理念の喪失を引き合いに出した言説だったのに対して、この言説は、もし法案が成立し、施行されれば、どのような社会が到来しうるかという将来像を提示する。

まず、「不合理のレトリック」に該当すると思われる言説がある。例えば、特定秘密保護法が施行された世界では、何も知らない市民が特定秘密に接触してしまい、調査・逮捕されるといったように、法律が無辜の市民を犠牲者に仕立て上げる可能性を指摘する言説がある。「防衛装備品を扱う企業は複数あり、知らない間に秘密を口にして処罰される可能性もある」というのがその言説である(朝日11月24日)。

^{*4} 事件裁判、あるいは特定秘密の公開の可否を争う際に、裁判官がその内容を検討し、秘密とすることの妥当性を判断する制度のことを指す。

こうした事例として過去の事件も言及されている。「神奈川県米軍横須賀基地に出入りする米軍艦の乗組員らの洗濯物の注文をたくさんとるため、米軍の情報を入手した横須賀市のクリーニング店の支配人が有罪となった事例がある。…機密とされたのは、米軍の艦船が出入港する予定時間を記した書類。支配人は、米軍人に飲食させて横須賀基地に出入りする艦船の出入港予定時間を書いた資料を入手。従業員に伝えていた」（朝日11月19日）。

こうした歴史的な逸話にリアリティを付与するために提示されるのが、原子力発電所や米軍基地に関する事例である。「原発に危険が見つかって、国は『テロリストを利するから』と情報を隠すかもしれない。オスプレイの配備や飛行情報、TPPなど、国民の健康や安全に関する情報も同じことが懸念される。しかも、国民は何が秘密に指定されたか分からないので、ある日突然、秘密を漏らすようにそそのかしたと嫌疑をかけられる恐れさえある」という言説はその典型例だろう（朝日9月19日）。

これらと同様に、実際に情報の漏洩がなくとも、法案には情報の提供を求めることを「そそのかし」として取り締まるという「独立教唆」の規定があるために（朝日11月21日）、日米の基地や原発の反対運動に携わる市民が委縮するという言説がある。法案が成立すれば、特定秘密に接触しようと相談しただけで逮捕される可能性が出てくるためである（朝日11月6日）。あるいは、特定秘密に接触しようとする行為の「通報は一般市民もできるため、密告が盛んになる恐れもある」という「密告社会化」といった問題化の形式もある（朝日10月19日）。

また、法案は特定秘密の範囲を「防衛」、「外交」、「スパイ」、「テロ」の4項目に限定しているが、「防衛」や「外交」の名目がつけばどこまでも秘匿の対象となるとして、法案の成立後は徐々にその範囲が拡大していくと指摘する言説もある。「国旗国歌法ができた時、政府は強制しないといていた。でも、今では君が代を歌わない教師が処分されている」のように、他の事例を挙げながら、このことを指摘する言説がある（朝日11月23日）。

さらに、これらのレトリックと密接に関連するのが、「対策にかかるコストのレトリック」である。ただし、今回の問題に関して言えば、「コスト」とは費用や手間というものよりは、対策がもたらす副作用や社会的なコストという観点から、それを指摘するものと考えたい。例えば、法案が成立すれば「政府が何を秘密にするか、いつ開示するのかの鍵を握る以上いくらかでも恣意的に操作できます」といった政府の権力の増大を危ぶむ言説（朝日10月19日）、あるいは「膨大な情報から秘密を指定するのは閣僚ですが、判断しきれません。実質は官僚の裁量です。問題を恐れて数多く選ぶのが、官僚の性。秘密は拡大し自己増殖します」のように官僚支配が強まるという言説がある（朝日11月30日）。さらに「特定秘密」の範囲が不明確なために、「不正をただすために内部告発をしようと思う人を委縮させる」（朝日12月19日）、「政府は、後世の検証に耐えるような対外交渉を常に意識せねばならない。それで初めて外交力が鍛えられる」にもかかわらず、法案はこうした検証の機会を奪ってしまう（朝日11月20日）、などの副作用が批判言説によって指摘された。

このように、これらの3つのレトリックに共通するのは、単純な権力批判というよりも、法案

に含まれた恣意性や今後の拡大解釈の余地という論点に言説が集中したことだ。2章の分類では区別されていたこれらのレトリックは、今回の問題に関しては、将来に対する影響や社会的なリスクという観点でまとめることができるため、それらを「変質のレトリック」と名付けてみよう。

以上のように、民主主義の基盤の護持や法案が将来に及ぼす影響が数多く言説化されたのに対して、法案の成立を目指す政府の意図や動機を直接的に非難する言説はそれほど多くは確認できなかった。もちろん、「安倍政権は、本音では憲法を変えたいけれども簡単ではない。それで、国家のために『秘密』を広げていける特定秘密保護法をまず作り、その一部を実現したように感じます」のように、批判対象の裏の意図を読み込む「不誠実のレトリック」は確認できる(朝日12月14日)^{*5}。あるいは、「政府に都合の良いことが『国益』と思い込んで」いるといった言説は、もはや法案の成立を目指す動きが論理的なものではなく、感情的な動機にすり替わってしまったと指摘しており、「ヒステリーのレトリック」に該当すると考えられる(朝日12月6日)。これらの言説は、とくに国会審議が佳境を迎えた時期に確認することができるが、市民社会のレトリックや変質のレトリックほどは強調されていなかった^{*6}。

これらの他に、対抗的な言説も形成された。ひとつは、「戦術批判のレトリック」に該当するものである。特定秘密保護法案のような情報の制限を行う施策は必要だとしても、そこに恣意性が入り込む余地を限りなく少なくすべきという言説や、そうした制限を行うならば、同時に情報公開の徹底も推進すべきだという言説である。「侵略やテロの防止が必要であるとしても、その目的を達成するためにどのような情報の獲得が許されるのか、個人情報保護と安全保障の要請との間にバランスをどのように取ればよいのか」という問題は残る」というのは、その典型例だろう(朝日11月18日)。

また、そもそも法案が必要ではないという「枠組みの無効化のレトリック」も一部に確認できた。例えば、あらためて法律をつくらなくとも、「秘密漏洩にはすでに国家公務員法で厳しい規定がある。十分に情報の制限は可能だ」という言説である(朝日11月15日)。ただし、こちらはそれほど頻度が高くなく、「未曾有の危機」に対応する法案という政府による問題化の言説を無効にするものではなかった。この点に関しては3-3で詳細に展開しよう。

なお、14種類の分類のうち、以下のものは該当する記事が見当たらなかった。まず、身体などの安全に対して科学的・医学的な観点から警鐘を鳴らす「危機のレトリック」は採用されなかった。そもそも問題化の枠組みが身体に対する直接的な侵襲という図式と関連せず、また今回の問題に関しては検証を行うような「客観的」な立ち位置がそもそもとりづらく、数量化も難しいた

*5 同様に、政府が募集したパブリックコメントでは、7割が反対意見だったにもかかわらずその意見が審議に反映されていないこと、またその募集期間がたった2週間しかなかったことから、政府の意図を読み込もうとする言説があり、こうした言説については何度も記事上で確認ができた。

*6 これと関連する点として、「逸話の提示のレトリック」が認めづらかったことも付記しておきたい。もちろん、「逸話」は豊富に登場するのだが、その逸話はいずれも過去の治安維持法や将来起こりうる問題を提示するものであり、本論冒頭で示した通り、国際関係の緊張や情報化社会というそもそも前提を「逸話」から捉え直すようなレトリックは採用されていなかった。

めに、このレトリックによる問題化は行われなかった。

次に、「災厄のレトリック」もほとんど確認できなかった。自然災害ではなくとも、戦争のような災厄を想定した言説ならば、今回の問題には適用可能だろう。しかし、法案が東アジアのさらなる緊張と軍拡をもたらし、結果的に大きな損害が発生するといった言説はそれほど確認できなかった。

「自然化のレトリック」についても確認はできなかった。情報化社会の中では情報の制御はかなり困難であるという対抗レトリックはありうるが、今回の問題の中でこうした論法は展開されなかった。このことは、情報漏洩が危険であるという前提については、批判言説も認めていたということかもしれない。

また、「無能力の表明のレトリック」も確認できなかった。そもそも問題化とその対策が政府から提示され、法案として実行する意図が明示された以上、それに対して対策が困難だと断定する材料がなかったということだろう。

最後に、「パースペクティブ化のレトリック」も確認できなかった。問題化が政府という権力によって行われたために、多数のうちの一意見として聞き流すことは難しい、ということが主な原因だと考えられる。一部の団体や個人が申し立てる問題化の言説ではなく、放置しておけばそのまま法律化する権力をもつ機関に対しては、こうした対抗言説は採用できないということだろう。

3-2. 擁護言説

それでは、次に特定秘密保護法案に対する擁護の言説を確認していこう。擁護の言説は産経新聞に数多く見られたため、本節は産経新聞の記事で構成されているが、朝日新聞にも「共感的」な対抗言説の形でいくつか擁護の言説を確認することができた。

まず、擁護言説において最も頻繁に登場するのが、国際関係の変化に対応しなければならないという言説である。記事に登場する主な例は、中国や北朝鮮との関係、テロリズムの問題、アメリカとの同盟関係である^{*7}。

このことを2章の枠組みで構成すれば、次のような4つのレトリックとの関係が認められる。まず、「喪失のレトリック」に関連する言説としては、不可侵のはずの国民の生命や安全、利益が、このままの国内法の状態では失われてしまう可能性があるという問題化の形式がある。「中国の軍拡や北朝鮮の核開発など、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している。国の安全や国民の生命財産を守るため、情報の入手や保全の重要度が高まっている」というのはその典型例だ

^{*7} こうした例についても、正確に言えば、「中国」、「北朝鮮」、「テロリズム」、「同盟」などと括弧付きで叙述すべきかもしれない。当然、「同盟」とはどのような意味でそう表現できるのか、擁護言説が構成する「中国」とは中国の何を指し示したのかといった問題があるからだ。だが、ここでは、個別の概念の意味内容は、特定の言説の布置の中に組み入れられたことを前提とするため、括弧をつけて叙述はしない。同様の議論は批判言説にも当てはまる。

ろう(産経10月22日)。

同様のことを犠牲者という観点から捉えれば、「不合理のレトリック」も該当すると考えられる。現在の国際情勢からすれば、対策を講じなければ「国と国民が犠牲者に」になってしまうという言説である。「有事に備えた自衛隊や日米共同の作戦計画、戦闘機や潜水艦、レーダー、ミサイルなどの最新鋭の装備に関する情報が流出すればどうなるか。抑止力は大きく損なわれ、有事の際に国民や自衛隊員の犠牲が増えることにつながる」という例が挙げられる(産経12月7日)。

これらの対策の必要性に対して、「権利のレトリック」に関連して、批判言説と異なる観点から憲法の保護を訴えかける言説も認められる。10月27日の産経新聞には、「外交や防衛に関する国家の重要機密が漏洩すれば、国の安全が脅かされ、国民の生命や財産が危険にさらされる。憲法13条にうたわれた『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』を守ることも、この法律の大事な役割である」という記事がある。批判言説において頻繁に登場した、知る権利・取材報道の自由に関する憲法規定を、憲法13条という「同水準」の権威によって反駁しようとする言説である。

そして、こうした諸レトリックは、なによりも、現在の国際関係を放置すれば、隣国やテロの戦争に巻き込まれ、甚大な被害が生じうるという「災厄のレトリック」を基盤としていると考えることができる。

次に特徴的なのは、批判言説の影響力を削ごうとする、いくつかの対抗レトリックである。まず、批判言説をかわすという意味で「パースペクティブ化のレトリック」に近い言説が確認できる。「いずれも『知る権利』を問題にしている。……ただ、これらの新聞論調はやや後ろ向き、内向きになっていないか。もっと外向きの視野の広い報道があってもいい」のように、知る権利・将来の問題についての批判は確かにあると共感を示しながら、だが別の視点もまた確実にあると指摘し、批判言説を一意見として処理する言説である(産経11月3日)。

これに対し、正面から批判言説に対抗する「枠組みの無効化のレトリック」も確認できる。例えば、「この法案に対して、『国民の知る権利』を阻害することになるという強硬な反対意見があることはよく知られている。新聞社の取材も制約されかねない。政府もその懸念は承知しているようで、法案には『国民の知る権利の保障』との文言を盛り込んだ」のように、こうした問題化の論点は織り込み済みであり、問題化は法案を成立させるにあたっての問題足りえないと指摘する言説が確認できる(産経10月27日)。

しかし、こうした「無効化」の試みは、それほど一般的ではない。むしろ、擁護言説も(とりわけ本論のデータが新聞社の記事を使用していることもあり)、法案には知る権利や取材・報道の自由にとっての問題があることを認めている。いわば、擁護言説は「戦術批判のレトリック」を使用しているのが通例である。なぜなら、擁護言説は、批判言説が示す「市民社会のレトリック」や「変質のレトリック」に共感を示し、一方でそのためのさらなる法整備を政府に求めてすらいるが、他方で、結論は再び「中国の領空侵犯」や「北朝鮮のミサイル」、「アルジェリアのテロ」の事例を持ち出し、知る権利や取材・報道の自由の重要性を理解しながらも、法案が必要な

ことは変わらないという説得の形式をとるからだ。「国家安全保障が保たれてはじめて民主主義が守られ、国民の知る権利も守られる。2つの法案は『戦前回帰』のためではない。日本が『責任ある国』の一員として未来に向かって責任を果たすために必要なものだ。そういう未来志向を世界に発信すべきときではないのか」というのは、こうした危機がすべての論理の基盤に据えられていることをよく表している（産経11月3日）

さらに、こうした批判言説に対抗するいくつかのレトリックに加えて、批判言説の信頼性を低下させようとするレトリックも擁護言説では確認することができた。例えば、「不誠実のレトリック」に関するものとしては、批判言説のイデオロギー的な性質を指摘するために、「先ごろ成立した特定秘密保護法については、とくに一方的な偏向報道が目立った。秘密が際限なく広がり、国民の知る権利を不必要にあおったきらいがある」という言説が認められる（産経1月5日）。同様に、こうしたイデオロギー性を一種の感情的な反応として捉え、「なんなんだ、これは。特定秘密保護法案の審議をめぐる一部メディアの報道ぶり。反対一色で、空恐ろしくなった」（産経12月8日）あるいは「絶対反対の朝日、毎日、東京は論調を一段と強めている」（産経12月4日）のように、「ヒステリーのレトリック」を使用する対抗言説も認められる。

なお、14種類の分類のうち、以下のものは該当する記事が見当たらなかった。まず、「危機のレトリック」については、批判言説と同様に、今回の問題が身体などの安全に対して科学的・医学的な観点から検討を要するものではなかったために、このレトリックは用いられなかったと考えられる。

次に、「自然化のレトリック」もやはり確認できなかった。擁護言説においては、対策に意味がないという論旨でレトリックを使用することがないということに加え、批判言説の指摘する権利の侵害や将来の不安も、法案の存在があつてのことであるために、対策をしても現状と変わらないという議論は展開しえなかったと考えられる。

同様に、「対策にかかるコストのレトリック」も確認できなかった。こちらについても、擁護言説は国際関係の緊張に鑑みて対策を講じることは必須だという立場をとっており、コストについて論じる余地はなかった。また、批判言説は法案を作らない方がよいという論理の形式を使用しており、そもそもそこからコストが生じるような性質のものではなかった。国際関係の緊張に対する無防備がコストであるという解釈も可能だが、すでにこの点は他のレトリックで言及されている。

また、「無能力の表明のレトリック」についても用いられた形跡がなかった。やはり擁護言説は法案の成立を支持しているため、対策を実行する能力がないとは表明しなかったのだと考えられる。

最後に、「逸話の提示のレトリック」も確認できなかった。擁護言説は、批判言説の提示する権利への侵害や将来の不安には一定の「共感」を示すことが多く、その状態に対してとくに個別の逸話で対抗することはなかった。

3.3. 批判言説の譲歩

これまで言説の具体的な内容をレトリックの分類にもとづいて確認してきたが、注目すべき点は、批判言説が擁護言説の示す国際関係の緊張という前提を共有していたということだ。

このことは、数多くの批判言説が掲載された朝日新聞における世論調査の結果からも読み取ることができる。例えば、11月21日に掲載された朝日新聞のオンライン世論調査である「投稿マップ」は下のような分布を示した。表は、横軸に特定秘密保護法案に対する賛否、縦軸に日本の安全が脅かされているか否かをとる。このマップにコメントを投稿する読者は、これらの要素で構成された表のどこに自らの意見を位置づけるかを決めることになっており、セル内の数値はその場所に意見を投稿した人数となっている。

表1 投稿マップ(朝日11月21日)
日本の安全が脅かされていると感じる

特定秘密保護法案に反対	627	137	4	2	5	6	4	5	7	137	特定秘密保護法案に賛成
	33	9	2	1	1	1	2	3	6	6	
	52	8	4	1	4	2	3	4	2	2	
	43	3	2	2	1	1	2	1	1	1	
	137	4	3	1	7	1	1	1	1	1	
	87	3	2	1	2	1	1		1	1	
	29	2	2	1	1		1	2	1	1	
	64	3	2	1	1		1	1	1	1	
	40	13	2	1			1	1	1	1	
	481	5	1	2	1		1	1	1	9	
日本の安全が脅かされているとは感じない											

表1の最も左側の列を確認すればわかる通り、特定秘密保護法案に反対する意見においても、国際関係の緊張という言説を共有するものは半数以上を占める*8。

他の世論調査に関する記事でも法案への賛否が拮抗

するものや、「わからない」が一定数の割合を占めるものがいくつか確認できる。例えば、11月12日の朝日新聞では、特定秘密保護法案に「賛成」が30%、「反対」が42%、「その他・答えない」が28%という結果になっている。

確かに国会審議も終盤に至ると、同種の世論調査では反対派が圧倒的な多数を占め、こうした国際関係に対する不安感という言説は比較的少なくなるが、それより少し前の段階では、擁護言説の前提が広く影響力を持っていたことを明確に見て取ることができる。

こうした「国際関係の緊張」という前提の共有は、当然のことながら法案自体に対する否定的な見解を困難にしたと考えられる。実際に、批判言説の中でも「戦術批判のレトリック」が広範に認められたのは、こうした前提を共有したためだろう。いわば、前提を共有するために、法案の内容を否定しきれないが、法案がもつ欠陥については対策をとるべきという譲歩の言説が成立

*8 この「投稿マップ」は、オンラインで集計したもののだが、紙媒体の新聞記事にその結果が反映されている。ここで取り上げた表については、次のURLで確認できる(2014年10月1日取得, <http://www.asahi.com/articles/photo/AS20131121002568.html>)。

する要因を批判言説は自ら用意してしまったということである^{*9}。

この、言説のあり方を具現化したのが野党議員（民主党・枝野衆議院議員）の次のような語りである。「秘密の範囲が過大に指定されてしまう恐れがある。過大に指定されるのを回避する担保として、行政機関の外側の司法が判断する手続きが欠かせない。民主党は情報公開法改正案を国会に提出した。特定秘密保護法案の審議に先立つべきだが、少なくとも同時に議論して成立させるべきだ」（産経 11 月 1 日）。こうした「譲歩した批判言説」が示すのは、法案の必要性は理解できるが、その恣意性を制限する必要がある、あるいは情報制限を行うならば、徹底した情報公開が必要だと言う「戦術批判のレトリック」だったのである。

4. 批判・擁護言説のずれが表すもの

ただし、以上のように重要な前提が共有されていた側面がある一方、批判・擁護言説の枠組みには決定的なずれも他方で存在した。そのずれとは、言説が何を問題化したのかという対象の差異に依拠したものである。

あらためて批判言説が示す批判の内容を考慮すれば、その矛先が主に向けられたのは政府であることがわかる。権利の護持・将来の不安という問題化の形式は、政府による情報の隠蔽がもたらす負の影響を狙ったものだった。そして、批判言説はこうした政府の施策に、穢れのない市民を対置させるという枠組みから、法案を問題視していたのである。いわば、批判言説とは、「政府」対「市民」という国内問題としての問題化の試みだったということだ。

それに対して、擁護言説は一貫して特定秘密保護法案の必要性を国外問題に依拠しながら記述していた。この法案が必要なのは、中国や北朝鮮との関係、あるいはアルジェリアにおけるテロ対応の反省を踏まえたものであり、こうした「外敵」から国と国民を守るためだという論理である。そのため、擁護言説は「外敵」対「国民」という国外問題としての問題化の試みだったと言える。

こうしたずれは、もちろんそれぞれの論理の形式に根差したものだが、それぞれの言説が譲歩するならば、それらを収斂させることは難しくない。実際に、批判言説は国際関係の緊張という前提に共感していたし、擁護言説も権利や不安に対応する対策を講じるべきという論理を展開していた。

しかし、これらの譲歩のあり方は、それぞれのレトリックの構成に関して大きな影響を与えうる。というのも、批判言説は擁護言説の「前提」を認めるのに対して、擁護言説は批判言説の「対策」を取り入れているだけだからだ。つまり、擁護言説は、「対策」を認めることで、「国際関係

*9 本論では展開することができないが、おそらく、1980年代における「スパイ防止法」に関する言説については、政府自民党の「不誠実」性や「ヒステリー」という「非共感的」な言説はより影響力をもっていたのではないだろうか。この点については、今後の課題としたい。

の緊張という前提」と「法案の必要性」という言説の核心部分を批判言説と共有することができたが、逆に批判言説は「対策」という要求を実現するために、自らの「政府権力の増大という前提」を後景化してしまうことになった。

こうした言説の再構成の結果は、上記した世論調査が示す通りである。すなわち「賛成・反対のどちらとも言えないが、国際関係の緊張は理解できるので、情報の秘匿には制限を加えて、対策をせざるをえない」というのは、こうした言説の競合が収斂する地点を指示していたと考えることができる。

しかし、もしそれぞれの言説がもつ前提の対立に力点を置いて批判・擁護言説を考慮するならば、実はこのずれの幅はそれほど簡単には埋まらないはずだった。なぜなら、そこに暗黙裡に前提されている「守るべき対象」にはあまりにも大きな違いがあるからだ。

批判言説が政府と市民を対置する枠組みを構成していることは、すでに指摘したが、こうした枠組みに前提されているのは、「政府に対して問題を指摘する主体性」を市民の概念に組み入れるという文脈的な理解である。なぜならば、政府に対して異議申し立てをするのは、問題に対して自ら働きかけ、情報を得て活動する人びとであり、実際に批判言説においては、基地や原発に関する問題を把握し、政府に働きかける活動に従事する市民の事例が豊富に登場していた。だからこそ、そうした人びとが特定秘密保護法によって犠牲者となる将来像を問題として描くことになっていた。

それに対して、擁護言説が採用するのは、厳しい「国際関係の変化にさらされる弱い市民」という文脈的理解である。ここには、国際関係の緊張とそれに直面する市民という前提があり、政府はそうした市民の協力者や庇護者として位置づけられている。そのために、この問題に関して政府と市民の立ち位置が異なるという論理は、この言説ではほとんど重視されない。擁護言説の観点からは、確かに市民と政府には立場の相違があるが、それ以上に厳しい国際関係にともに立ち向かうという点で一致する関係にあるという論理が前景化されている。

つまり、それぞれの言説の前提には、「日本」という概念に多層性があるとみなすのか、一元化された「日本」表象を前景化するのかという大きな差異があったのである。多層性があるとみなすのならば、情報公開の整備や将来の不安を技術的に制御すべきという戦術批判はあくまで二義的なものであり、むしろ政府に対峙する市民の表象をできるかぎり捨象しないという言説を形成することになる。

しかし、実際の言説の競合の中で、こうした論点がそれほど効果的に影響力を発揮したとはいえない。確かにこれをおも程度示す「平和主義」や「民主主義」という表現は何度も確認できたが、そうした抽象的で多義的な解釈の可能な「大きな概念」として表象されることで、この論点の内実が十分に表象されることがなかった。結果的に、この「大きな概念」は、同じような論理の繰り返しのために使用されて平板化し、同時に擁護言説がこうした概念を利用して、理念的な価値は重視するというレトリックを展開したために、批判的な文脈と観点を広める効果は失われていった。それにより、どのような市民のどのような行動が、「民主主義」に含まれるのかが、

十分に整理・表象されることはなかった。表象されえたのは推論や想像的な事例であり、それらを通じて、この論点は断片化されてしまったのである。

こうした批判言説のわかりにくさが、相対的に国際関係の緊張という論点の明瞭性を高めたということも十分に考えられる。擁護言説の前提を批判言説が共有した結果、共同体の内部から「外敵」をまなざす観点は、どの論者にとっても共通のものとなるだけに、非常に明瞭な論点になる。それに対して、共同体内の差異に注目するまなざしは、批判言説の譲歩により非常に不明瞭になった。こうして、誰が市民なのかという論点は後景化し、危機の管理という論点が前景化した。そして、こうした観点の明度の差は、同じ「リスク」に関する表象であるにもかかわらず、「外敵」と「政府」というリスクの間に、リアリティの差異をもたらした。一方で「外敵」のリスクはまさに現前にあるものと表象され、他方で共同体内の差異というリスクはあくまで将来的に起こりうるものという位置づけを与えられたのである。いまや、どちらの言説にとっても、現前にある国際関係のリスクはとりあえず払わなくてはならないという枠組みを避けては通れなくなる。これが、批判言説における反対しづらさを構成するものだったのである。

このように、特定秘密保護法案の言説が表すものとは、「外敵」という他者表象のあまりにも大きな影響力であった。しかし、こうした具体的な言説のあり方が示す論点は、意外にも現代の社会学理論から抜け落ちることがある。例えば、監視社会論はそうした例のひとつである。

これまでの監視社会論は、規律から管理への権力の移動を中心に議論を展開してきたと言ってよい (Lyon 2001=2002; 東 2002)。近代以降の社会では、規範を自発的に遵守する主体を形成する権力によって、一定の中心的な価値を軸とした階層秩序的な支配が成立してきた。学校、工場、病院などの閉鎖施設における身体の統制はその端的な事例である。そこでは、中心的な価値の内面化の度合によってヒエラルキーが形成されるために、そのための身体が「主体的」に準備されていたのである (Foucault 1975=1977)。

しかし、現代においては、こうした閉鎖施設の身体統御を基盤とした秩序には大きな批判が集まるようになってきている。学校は生涯教育や地域との関係性をもつ「開かれた」存在となることが求められ、工場の作業は細分化され、それぞれの作業は世界の様々な場所でその都度の要請に応じて流動的に展開されるグローバルな分業が可能になっている。また、病院は施設内で治療を完結させるよりも、在宅での療養に大きな意義が与えられている。その意味で、現代社会はより自由になったと言うこともできる。

しかし、こうした変化は、一方的に「自由の拡大」に資するというものでもない。グローバル市場における雇用の流動化が示すように、むしろ現代社会における流動性の増大は、これまでの規律の秩序とは異なる「自由」な管理が可能になった結果だという指摘がある (Deleuze 1990=1992)。

監視社会論は、こうした流動的な管理という秩序維持の仕組みの変容に着目し、いかに現代社会が物理的な環境の制御に依存するようになってきているかを明らかにしようとした。例えば、犯罪取り締まり活動における環境犯罪学の興隆は、それ以前のように逸脱者の意味世界や社会的背景

の理解、そしてそれにとまなう逸脱者の更生保護を志向することなく、犯罪の予防的制御を行う秩序維持の仕組みを表すものと捉えられる。このような社会変動の枠組みから、個人と社会の現代的なあり方を検討するのが、監視社会論のひとつの姿である。

しかし、特定秘密保護法案の分析が示すのは、こうした個人と社会の関係とは別に、他者表象という観点が現代社会では重要になっているということだ。監視社会論は個別の現象を社会変動という広い枠組みと結びつける議論を展開しているが、法案の言説から見えてくるのは、個人と他者という、いわば「横の関係」が社会的な言説の形成に大きな影響力をもっているということである。そのために、こうした他者表象の問題を監視社会論がどのように取り込むのかは今後の大きな課題だと言える。

5. まとめ

本論は、特定秘密保護法案に寄せられた批判と擁護の言説を検討した。特定秘密保護法は、その妥当性をめぐり、成立までの間に大きな論争を呼び起こし、この問題に関する批判と擁護の言説を多数生み出した。本論は、同じ現象があまりにも大きな賛否の差異を生み出したことに着目し、それがなぜ生み出されたのか、またそれが何を表すのかを考察しようとした。

このために、まず本論は分析の枠組みを検討した。具体的には、社会問題の社会学に関する手法のひとつである「トラブルのエスノグラフィー」を援用して、言説の類型を整理しようと試みた。イバラとキツセが紹介するトラブルのエスノグラフィーには、5つの問題化言説と9つの対抗言説が存在するため、本論はその概要を検討するとともに、社会問題の社会学の文脈から離れて、今回の問題の分析に使用することを目指した。

具体的なデータについては、朝日新聞と産経新聞の記事を使用し、批判と擁護の言説の枠組みを2章の分類に沿って整理した。その結果、批判言説には「市民社会のレトリック」と「変質のレトリック」があること、また「戦術批判のレトリック」により、法案の負の影響を制御すべきだという論理が中心を占めたことがわかった。擁護言説については、国際関係における緊張の高まりという論理を基盤に、国民の安全が失われることや国民が犠牲者になることを防ぐというレトリックが中心的に展開された。そして、この擁護言説の主張の基盤である「国際関係の緊張」というレトリックを、批判言説も踏襲したために、批判言説は譲歩されたものにならざるを得ず、最終的に擁護言説と同一の地平を共有することになったと考えられる。本論は、こうした結果を踏まえて、擁護言説が提示するリスクが各言説の差異をこえて前景化されることになったと指摘した。

以上の展開をふまえて、最後にこうした言説の競合が表すものが、現代の社会学理論に与える意義を検討した。その結果、近年の社会学では、現代社会における秩序編成に変化が生じていると指摘するものがあるが、こうした理論では個人と社会の関係性を問う枠組みが中心であり、「外

敵」などの他者表象という要因が十分に捉えきれていない。しかし、本論の分析が示す通り、近年の社会的な動向を理解するためには、この論点を考慮することも必要だろう。そのために、他者表象という要因を含む理論的な枠組みとはいかなるものであるかを構想する必要がある。

この点については今後さらに検討していきたい。近年の社会学が示す枠組みと本論の分析はいかに交わるのか、あるいは既存の議論では捉えきれない部分があるのだろうか。また、言説の分析に関して言えば、現在のような「国際関係の緊張」という文脈はいつごろ、いかにして形成されたのだろうか。こうした課題を提示して本論を終えることにしたい。

文献

東浩紀, 2002-2003, 「情報自由論① - ⑭」『中央公論』117(7)-118(10)

Deleuze, Gilles, 1990, *Pourparlers: 1972-1990*, Les Éditions de Minuit. (=1992, 宮林寛訳, 『記号と事件』河出書房新社)

Foucault, Michel, 1975, *Surveiller et Punir: Naissance de la Prison*, Éditions Gallimard. (= 1977, 田村淑訳, 『監獄の誕生 ——監視と処罰』新潮社)

Ibarra, Peter R. and John I. Kitsuse, 2007 [1993], “Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems”, James A. Holstein and Gale Miller eds., *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, New Brunswick and London: Aldine Transaction, 25-58.

Lyon, David, 2001, *Surveillance Society: Monitoring Everyday Life*, Open University Press. (= 2002, 河村一郎訳, 『監視社会』青土社)

中河伸俊, 1994, 「『有害マンガ』と社会問題のレトリック ——道徳的ディスコースの事例研究——」『現代の社会病理』9: 117-150.

首相官邸, 2013, 「特定秘密の保護に関する法律」(http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2013/headline/houritu_joubun.pdf 2014.9.19 取得)

(2014年9月30日受理)

(あさだ よしたか 公共政策学部福祉社会学科講師)